

イメージデータで提出可能な添付書類

(所得税確定申告等)

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「生命保険料控除の証明書」など、記載内容を入力して電子データ（XML 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができます。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（所得税確定申告等）](#)」をご確認ください。
- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は[こちら](#)のページをご覧ください。

主な項目	添付書類の名称
給与所得者の特定支出の控除の特例 (所得税法第 57 条の 2)	特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類
分配時調整外国税相当額控除 (所得税法第 93 条)	分配時調整外国税相当額を証する書類
死亡した場合の確定申告 (平成 18 年国税庁告示第 32 号) ※ 令和 2 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告以降適用	① 準確定申告の確認書 ② 委任状（準確定申告用）
国外居住親族に係る障害者控除・配偶者（特別）控除・扶養控除 (所得税法施行令第 262 条第 3 項)	国外居住親族について、障害者控除・配偶者（特別）控除・扶養控除を受ける場合の親族関係書類及び送金関係書類など
肉用牛の売却の特例 (租税特別措置法第 25 条)	① 肉用牛売却証明書 ② 肉用子牛売却証明書

主な項目	添付書類の名称
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (租税特別措置法第41条等)	① 登記事項証明書 ② 請負(売買)契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(適用1年目のみ) ④ 補助金等の額を証する書類 ⑤ 増改築等工事証明書 ⑥ 長期優良住宅建築等計画(低炭素建築物新築等計画)の認定通知書の写し ⑦ 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書(認定低炭素住宅建築証明書) ⑧ 檢査済証の写し ⑨ り災証明書(その写しを含む) ⑩ 住宅省エネルギー性能証明書 ⑪ 建設住宅性能評価書の写しなど
住宅耐震改修特別控除 (租税特別措置法第41条の19の2)	① 住宅耐震改修証明書 ② 請負(売買)契約書の写し ③ 補助金等の額を証する書類
住宅特定改修特別税額控除 (租税特別措置法第41条の19の3)	④ 登記事項証明書 ⑤ 増改築等工事証明書 ⑥ 認定通知書の写し ⑦ 住宅省エネルギー性能証明書 ⑧ 建設住宅性能評価書の写しなど
認定住宅等新築等特別税額控除 (租税特別措置法第41条の19の4)	⑧ 建設住宅性能評価書の写しなど

<譲渡所得等>

以下に記載のない項目及び添付書類についても、イメージデータで提出可能です。(電子データにより提出可能な添付書類を除きます。)

主な項目	添付書類の名称
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第31条の2)	譲渡資産に関する証明書等
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第31条の3)	売却した居住用財産の登記事項証明書
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (租税特別措置法第33条の4)	① 収用等証明書 ② 公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③ 公共事業用資産の買取り等の証明書
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条)	特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等

主な項目	添付書類の名称
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条の2)	特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条の3)	農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する旨を証する書類等
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第35条第3項)	① 売却した被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書 ② 被相続人居住用家屋等確認書 ③ 耐震基準適合証明書または建設住宅性能評価書の写し ④ 売買契約書の写し など
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第35条の3)	① 低未利用土地等確認書 ② 売買契約書の写し
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第41条の5)	① 売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ② 買い換えた居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ③ 買い換えた居住用財産の住宅借入金等の残高証明書 など
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第41条の5の2)	① 売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ② 譲渡した資産に係る住宅借入金等の残高証明書（譲渡契約締結日の前日のもの） など